

議案第 1 1 号

羽曳野市手数料条例及び羽曳野市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例及び羽曳野市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

事務に要する費用等を踏まえ、手数料の額を改定するほか、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例及び羽曳野市立休日急病診療所条例の一部
を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市手数料条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1 から別表第 15 まで」を「別表第 1 から別表第 16 まで」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で交付をするものにあつては 400 円)」を削る。

別表第 2 の 2 の項及び 4 の項から 6 の項までの規定中「200 円」を「300 円」に改める。

別表第 3 の 1 の項及び 2 の項中「200 円」を「300 円」に改める。

別表第 15 の 1 の項から 5 の項までの規定中「200 円」を「300 円」に改め、同表の 6 の項及び 7 の項を削り、同表中 8 の項を 6 の項とし、9 の項を 7 の項とし、同表の 10 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 8 の項とし、同表の 11 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 9 の項とし、同表の 12 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 10 の項とし、同表の 13 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 11 の項とし、同表の 14 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 12 の項とし、同表中 15 の項を 13 の項とし、16 の項を 14 の項とし、同表の 17 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 15 の項とし、同表の 18 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 16 の項とし、同表の 19 の項中「200 円」を「300 円」に改め、同項を同表の 17 の項とし、同表備考 3 中「8 の項」を「6 の項」に、「9 の項」を「7 の項」に改め、同表備考 4 中「15 の項」を「13 の項」に改め、同表備考 5 中「16 の項」を「14 の項」に改め、同表備考

6中「17の項」を「15の項」に改め、同表を別表第16とし、別表第14の次に次の1表を加える。

別表第15(第2条関係)

介護保険法関係

項	事務	単位	金額
1	介護保険法(平成9年法律第123号。以下この表において「法」という。)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るもの及び次項に該当するものを除く。)に対する審査	1件	30,000円
2	法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請であって、法第78条の2の2第1項本文の規定の適用を受けるもの(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1件	10,000円
3	法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)及び法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)を同時に行う場合(これらの申請に係る地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類が同種であって、これらのサービスを同一の事業所において提供する場合に限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1件	35,000円
4	法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1件	10,000円

5	法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)及び法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)を同時に行う場合(これらの申請に係る地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類が同種であって、これらのサービスを同一の事業所において提供する場合に限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1 件	10,000 円
6	法第 79 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請に対する審査	1 件	30,000 円
7	法第 79 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に係る申請に対する審査	1 件	10,000 円
8	法第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	30,000 円
9	法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	10,000 円
10	法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請に対する審査	1 件	30,000 円
11	法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請に対する審査	1 件	10,000 円

(羽曳野市立休日急病診療所条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市立休日急病診療所条例(昭和 53 年羽曳野市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「1,000 円」を「1,500 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付ける申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の羽曳野市立休日急病診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった診断書、証明書等の交付に係る手数料について適用し、同日前に申込みのあった診断書、証明書等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

新旧対照表

新				旧																			
<p>第 1 条関係 羽曳野市手数料条例</p> <p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、<u>別表第 1 から別表第 16 までに掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 3 条～第 6 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <p>戸籍法関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td>1 通</td> <td>450 円</td> </tr> </tbody> </table>				項	事務	単位	金額	1	戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円	<p>第 1 条関係 羽曳野市手数料条例</p> <p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、<u>別表第 1 から別表第 15 までに掲げるとおりとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 3 条～第 6 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <p>戸籍法関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td>1 通</td> <td>450 円 <u>(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で交付をするものにあつては 400 円)</u></td> </tr> </tbody> </table>				項	事務	単位	金額	1	戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円 <u>(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で交付をするものにあつては 400 円)</u>
項	事務	単位	金額																				
1	戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円																				
項	事務	単位	金額																				
1	戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表において「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450 円 <u>(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で交付をするものにあつては 400 円)</u>																				

2～7 省略			
別表第2(第2条関係)			
住民基本台帳法関係			
項	事務	単位	金額
1 省略			
2	法第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	<u>300円</u>
3 省略			
4	法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	<u>300円</u>
5	法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通	<u>300円</u>
6	法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	<u>300円</u>
別表第3(第2条関係)			
印鑑証明関係			
項	事務	単位	金額
1	羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)第12条第1項の規定に基づく印鑑の証明	1件	<u>300円</u>
2	羽曳野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則(平成7年羽曳野市規則第4号)第11条第1項の規定に基づく認可地縁	1件	<u>300円</u>

2～7 省略			
別表第2(第2条関係)			
住民基本台帳法関係			
項	事務	単位	金額
1 省略			
2	法第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	<u>200円</u>
3 省略			
4	法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通	<u>200円</u>
5	法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通	<u>200円</u>
6	法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	<u>200円</u>
別表第3(第2条関係)			
印鑑証明関係			
項	事務	単位	金額
1	羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)第12条第1項の規定に基づく印鑑の証明	1件	<u>200円</u>
2	羽曳野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則(平成7年羽曳野市規則第4号)第11条第1項の規定に基づく認可地縁	1件	<u>200円</u>

団体の印鑑の証明

別表第 4～別表第 14 省略

別表第 15(第 2 条関係)

介護保険法関係

項	事務	単位	金額
1	<u>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下この表において「法」という。)第 78 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るもの及び次項に該当するものを除く。)</u> に対する審査	1 件	30,000 円
2	<u>法第 78 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請であって、法第 78 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けるもの(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)</u> に対する審査	1 件	10,000 円
3	<u>法第 78 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)</u> 及び <u>法第 115 条の 12 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)</u> を同時に行う場合(これらの申請に係る地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類が同種であって、これらのサービスを同一の事業所において提供する	1 件	35,000 円

団体の印鑑の証明

別表第 4～別表第 14 省略

	場合に限る。)におけるこれらの申請に対する審査			
4	法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	10,000 円	
5	法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)及び法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)を同時に行う場合(これらの申請に係る地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類が同種であって、これらのサービスを同一の事業所において提供する場合に限る。)におけるこれらの申請に対する審査	1 件	10,000 円	
6	法第 79 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請に対する審査	1 件	30,000 円	
7	法第 79 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に係る申請に対する審査	1 件	10,000 円	

8	法第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	30,000 円
9	法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	10,000 円
10	法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請に対する審査	1 件	30,000 円
11	法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請に対する審査	1 件	10,000 円

別表第 16(第 2 条関係)

その他の証明、写しの交付関係

項	事務	単位	金額
1	租税又は公課に関する証明	1 件	300 円
2	土地、建物その他の資産に関する証明	1 件	300 円
3	身分に関する証明	1 件	300 円
4	埋火葬に関する証明	1 件	300 円
5	本籍又は住所に関する証明	1 件	300 円
6	省略		
7	省略		

8	法第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	30,000 円
9	法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に係る申請(本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。)に対する審査	1 件	10,000 円
10	法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申請に対する審査	1 件	30,000 円
11	法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新に係る申請に対する審査	1 件	10,000 円

別表第 15(第 2 条関係)

その他の証明、写しの交付関係

項	事務	単位	金額
1	租税又は公課に関する証明	1 件	200 円
2	土地、建物その他の資産に関する証明	1 件	200 円
3	身分に関する証明	1 件	200 円
4	埋火葬に関する証明	1 件	200 円
5	本籍又は住所に関する証明	1 件	200 円
6	文書受理に関する証明	1 件	200 円
7	資格に関する証明	1 件	200 円
8	省略		
9	省略		

8	契約履行実績に関する証明	1 件	300 円
9	道路に関する証明	1 件	300 円
10	区域、地域、字、地区等に関する証明	1 件	300 円
11	市営住宅の家賃に関する証明	1 件	300 円
12	自動車保管場所の使用承諾に関する証明	1 件	300 円
13	省略		
14	省略		
15	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの交付又は記載事項に関する証明(15 の項及び 16 の項に規定するものを除く。)	1 件	300 円
16	引続き農業経営を行っている旨の証明	1 件	300 円
17	前各項に定めのない事項に関する証明	1 件	300 円

備考

- 1・2 省略
- 3 この表の 6 の項に掲げる境界明示又は 7 の項に掲げる証明において、2 筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1 筆を増すごとに 200 円を加えた額を徴収する。
- 4 この表の 13 の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 3 第 1 項に規定する書類ごとに 1 件とする。
- 5 この表の 14 の項に掲げる写しの交付については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定に係る図面 1 枚を 1 件とする。
- 6 この表の 15 の項に掲げる閲覧については、公簿は 1 冊、公文書は 1 事件、図面は 1 枚を 1 件とし、写しの交付又は記載事項に関する証明については、1 枚を 1 件とする。

10	契約履行実績に関する証明	1 件	200 円
11	道路に関する証明	1 件	200 円
12	区域、地域、字、地区等に関する証明	1 件	200 円
13	市営住宅の家賃に関する証明	1 件	200 円
14	自動車保管場所の使用承諾に関する証明	1 件	200 円
15	省略		
16	省略		
17	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの交付又は記載事項に関する証明(15 の項及び 16 の項に規定するものを除く。)	1 件	200 円
18	引続き農業経営を行っている旨の証明	1 件	200 円
19	前各項に定めのない事項に関する証明	1 件	200 円

備考

- 1・2 省略
- 3 この表の 8 の項に掲げる境界明示又は 9 の項に掲げる証明において、2 筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1 筆を増すごとに 200 円を加えた額を徴収する。
- 4 この表の 15 の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 3 第 1 項に規定する書類ごとに 1 件とする。
- 5 この表の 16 の項に掲げる写しの交付については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定に係る図面 1 枚を 1 件とする。
- 6 この表の 17 の項に掲げる閲覧については、公簿は 1 冊、公文書は 1 事件、図面は 1 枚を 1 件とし、写しの交付又は記載事項に関する証明については、1 枚を 1 件とする。

第2条関係

羽曳野市立休日急病診療所条例

(料金の徴収等)

第4条 1 省略

2 前項の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 診断書、証明書等の交付の手数料 1 通につき 1,500 円の範囲内において市長が別に定める額

以下省略

第2条関係

羽曳野市立休日急病診療所条例

(料金の徴収等)

第4条 1 省略

2 前項の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 診断書、証明書等の交付の手数料 1 通につき 1,000 円の範囲内において市長が別に定める額

以下省略